

公募型プロポーザル手続き開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。

なお、本業務にかかる契約の締結は、当該業務に係る令和7年度予算が成立し、予算が配当されることを条件とします。

令和7年1月22日

世田谷区

1. 業務委託の概要

(1) 件名

三軒茶屋駅周辺まちづくり推進体制構築等支援業務委託

(2) 対象区域

三軒茶屋駅周辺（【別紙1】 対象区域図参照）

(3) 業務委託の内容

- ※1 下記業務を基本として想定するが、契約する業務内容は本プロポーザルにより選定された者と提案内容を踏まえた協議のうえ、決定する。
- ※2 下記業務を基本として想定するが、提案者において、本業務の目的を鑑みて必要と考える業務があれば、追加・補正して提案することも可能とする。
 - ① まちづくり支援組織の立ち上げに関する業務
 - ② まちづくり支援組織の事務局業務
 - ③ 三茶のミライ推進委員会開催支援
 - ④ まちづくり会議開催支援

2. 履行期間

契約締結の日から令和10年3月24日（金）まで（単年度契約）

- ※1 委託契約は単年度ごとに行い、前年度の履行状況が良好と認められること、予算が区議会で議決され配当されることを条件として翌年度の契約を行う。
- ※2 区施策のスケジュールに変更が生じた場合、令和8年度以降の契約を締結しないことがある。

3. プロポーザルに参加できる者の資格

参加表明書の提出日を基準日として、次の要件を満たす法人であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 世田谷区の競争入札参加者名簿に登録されていること。営業種目「都市計画・交通関係調査業務」を有すること。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づく更正手続き開始申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づく民事再生手続き開始の申立てをしていないこと。

(6) 令和2年度以降、本業務と同種または類似業務を行った実績を有すること。

【同種業務】

・官民連携エリアプラットフォームを構築、運営した実績

※発注者は官民間わない。

【類似業務】

・他自治体における、エリアマネジメントに関する推進・営業支援等に関する業務
(方法・手段の検討含む)

(7) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

(8) 三軒茶屋駅周辺まちづくり推進体制構築等支援業務委託プロポーザル選定委員会
が主宰、役員、顧問及び所属している団体ではないこと。

三軒茶屋駅周辺まちづくり推進体制構築等支援業務委託プロポーザル選定委員会
の構成員は以下のとおり

委員長 世田谷総合支所長 加賀谷 実

委員 世田谷総合支所地域振興課長 前島 正輝

委員 世田谷総合支所街づくり課長 菊池 正則

4. 提案書の提出者を選定するための基準

本件では、提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

5. 提案書を特定するための評価基準

1次審査（書類）

- ・ 基本事項
- ・ 技術者実績
- ・ 業務実施体制
- ・ 特定テーマに対する提案
- ・ 業務実施方針

2次審査（ヒアリング）

- ・ 技術力
- ・ 取り組み姿勢
- ・ コミュニケーション能力

6. 手続等

(1) 担当部課

世田谷区世田谷総合支所街づくり課（担当：赤堀、浦田、吉富）

〒154-8504 世田谷区世田谷四丁目22-33（世田谷区役所西棟2階）

電話：03（5432）2872 FAX：03（5432）3055

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

① 期間 令和7年1月22日（水）から令和7年2月4日（火）午後5時まで

② 場所 上記（1）に同じ

③ 方法 希望者に無償配布する（区のホームページからダウンロード可能）

(3) 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

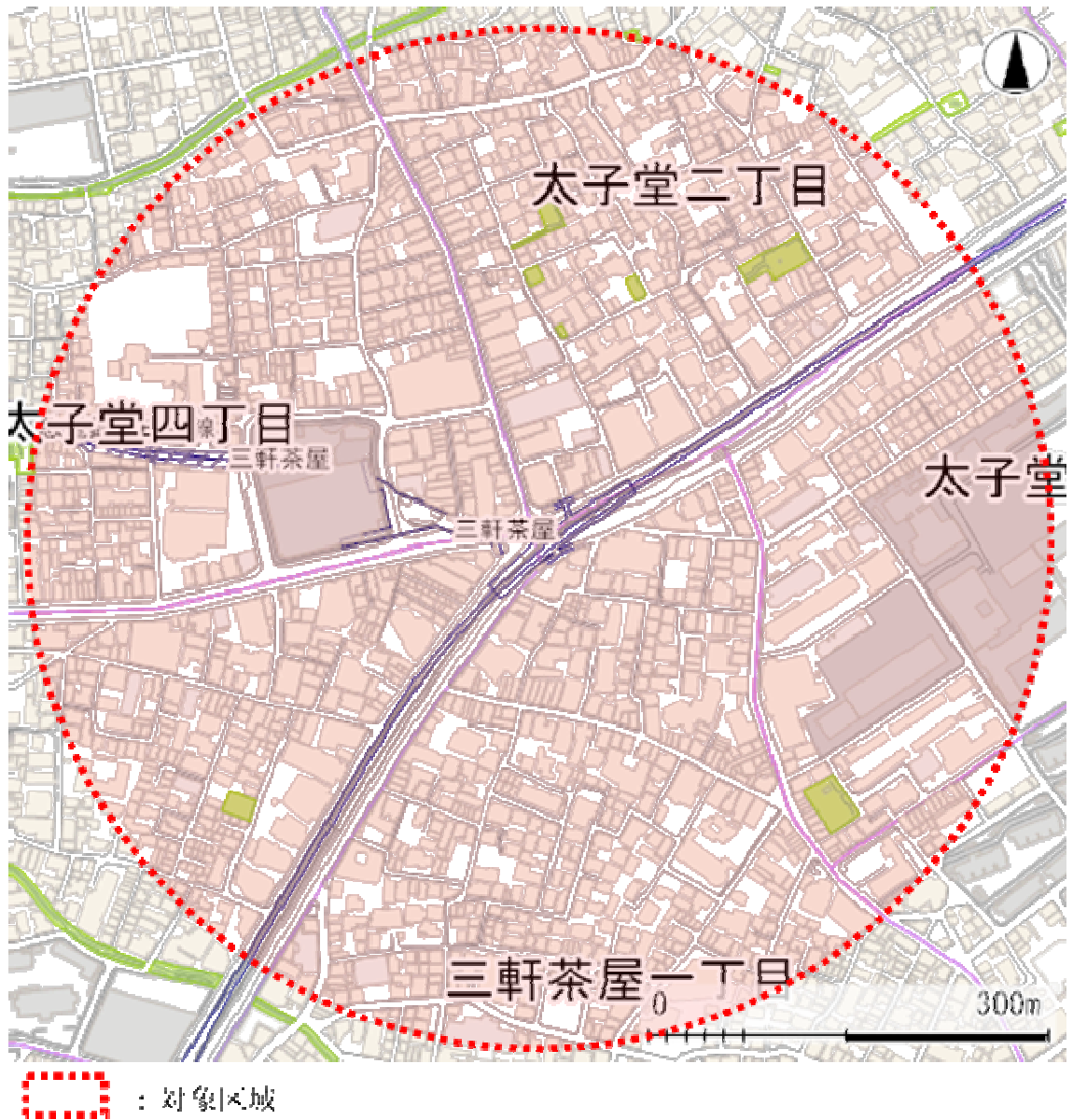
- ① 期限 令和7年2月4日(火)午後5時まで(必着)
- ② 場所 上記(1)に同じ
- ③ 方法 持参(土、日、祝祭日を除く午前9時から午後5時まで)又は郵送
(郵送等の場合は宅配便や書留等、送達確認できるものに限る)

(4) 提案書等の受領期限並びに提出場所及び方法

- ① 期限 令和7年3月7日(金)午後5時まで(必着)
- ② 場所 上記(1)に同じ
- ③ 方法 持参(土、日、祝祭日を除く午前9時から午後5時まで)又は郵送
(郵送等の場合は宅配便や書留等、送達確認できるものに限る)

7. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金：免除
- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手先との随意契約により締結する予定の有無：無
- (5) 関連情報を入手するための窓口：上記6(1)に同じ
- (6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号又は名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができるものとする。
- (7) 詳細は実施要領兼説明書を必ず確認すること。



(別途、区ホームページ「三軒茶屋駅周辺のまちづくり」(ページID: 3948)を参照すること)